

JNCAから「文芸美術国民健康保険組合」へあっせんする場合のチェック項目

JNCAとしては、下記のような「著作創作活動からの収益」が主な収益である方を文芸美術国民健康保険組合へあっせんしております。

【音楽関連】

- 自らが作詞・作曲した「音楽著作物」や、自らが製作した「音楽原盤」が「商用展開」されることで得た収益。
※ 上記の「商用展開」とは、自身または第三者によってCD・DVD・MD・カセットテープ等などへ収録された「有形商品」や 配信用音源などの「無形商品」が（メジャー流通・同人流通・手売り等を問わず）販売・公開・レンタルなどされることで収益を得ることを指します。
- 自らが作詞・作曲した「音楽著作物」や、自らが製作した「音楽原盤」を 第三者へ譲渡することにより得た収益。

【文芸・イラスト関連】

- 自らが執筆・作画した「著作物」が「商用展開」されることで得た収益。
※ 上記の「商用展開」とは、自身または第三者によって書籍化・画集化・DVD化等された「有形商品」や、電子書籍・有料プロマガ・配信などの「無形商品」が（メジャー流通・同人流通・手売り等を問わず）販売・公開・レンタルなどされることで収益を得ることを指します。
- 自らが執筆・描いた「著作物」を 第三者へ譲渡することにより得た収益。

【動画関連】

- 自らが出演するかしないかを問わず、自らが製作した「動画」が「商用展開」されることで得た収益。
※ 上記の「商用展開」とは、自身または第三者によってDVD・映画・ゲームなどへ収録された「有形商品」や、配信などの「無形商品」が（メジャー流通・同人流通・手売り等を問わず）販売・公開・レンタルなどされることで収益を得ることを指します。
※ 動画に出演することが主な活動の場合、当該国保組合へのあっせんはできません。
- 自らが出演するかしないかによらず、自らが製作した「動画」を第三者へ譲渡することにより得た収益。

【デザイン・WEBデザイン関係】

- 自らが製作した「デザイン」「WEBデザイン」を 第三者へ譲渡もしくはライセンスアウトすることにより得た収益。
※ 自身のブログやWEBサイトに使用するために製作され、当該ブログやWEBサイト掲載のバナー等で収益を得ている場合は、当該国保組合へのあっせんはできません。

【ゲームソフトなど複合的なデジタル著作物関連】

- 自らが製作した「物語」「キャラクター」「イラスト」「音楽」「脚本」「動画」などを融合して製作されたコンテンツが「商用展開」されることで得た収益。
※ 上記の「商用展開」とは、自身または第三者によって製作された「ゲーム」「アプリ」「ガジェット」(稼働する端末は問いません)と呼ばれるソフトウェアに収録され、（メジャー流通・同人流通・手売り等を問わず）販売・公開・レンタルされることで収益を得ることを指します。
※ 「ソフトウェア開発」「プログラミング」を主な収入源としている場合は、当該国保組合へのあっせんはできません。

尚、最終的な当該国保組合への加入の可否は、文芸美術国民健康保険組合にて決定されますので、予めご了承ください。